

●香川県公安委員会告示第4号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の31第1項の規定に基づき香川県交通安全活動推進センターとして指定した法人の代表者の氏名の変更について、交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成29年4月21日

香川県公安委員会委員長 川 東 祥 次

名 称	代 表 者 の 氏 名		変 更 年 月 日
	変 更 前	変 更 後	
一般財団法人香川県交通安全協会	遠山 建治	新谷 五十雄	平成27年6月1日